

2019 司法書士全国総合模試②

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 平成30年1月31日申請分

1 発行する各種類の株式の内容の変更

別紙1の「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」欄の記載から、優先株式については、その内容の要綱が定められていることが分かります。この具体的内容は、定款に定めたとおり取締役会の決議で決定されていました。この決定は、定款の変更ではなく、決定された内容も、定款の一部になるわけではありません。しかし、この決定により同欄の登記事項に変更を生じるので、発行する各種類の株式の内容の変更の登記を申請することとなります。この変更の登記を記載していない答案が多数見受けられました。定款変更をして要綱を定めた段階、そして具体的な内容を定めた段階、いずれにおいても登記の事由が発生することに注意してください。

2 募集株式の発行等

(1) 発行済株式の総数／資本金の額

株主割当ての方法によった場合であり、かつ、自己株式の処分を伴う募集株式の発行による変更の登記が問われていました。変更後の発行済株式の総数及び資本金の額が正確に記載されていない答案が目立ちました。まず、発行済株式の総数ですが、発行済みの普通株式の総数5万株のうち、自己株式5000株を除く4万5000株を有する株主に対して、1株につき1株の割合で、引受けの申込みをすることにより割当てを受ける権利が与えられていました。全員が申込みをし、出資をしたので、実際に株主に交付された募集株式の数4万5000株でした。しかし、この中には、自己株式の数5000株が含まれるので、結局、発行された募集株式の数は4万株にすぎません。4万5000株ないし5万株が発行されたことになる解答が多かったので、自己株式が存在する事案の処理のしかたについて、今回の事案を参考に理解しておきましょう。

資本金の額については、実際より大きな額となっている解答がほとんどでした。①募集株式の全部が新株である場合、出資された財産の合計額（以下「出資額」といいます。）が資本金等増加限度額になりますが、②募集株式の一部が自己株式である場合、出資額のうち新株発行に対応する額のみが資本金等増加限度額になります。これは、出資額に新株発行割合を乗じて算出します。さらに、③自己株式が帳簿価額よりも廉価で処分されたことになる場合（自己株式処分差損が生じる場合）、新株発行に対応する額から差損を控除した額が資本金等増加限度額です。実際に交付された募集株式の数が同じで、出資額も同じならば、資本金等増加限度額は、①>②>③となりますが、本問は、この③の場合に該当するケースでした。司法書士試験の記述式過去問では、

まだ②のケースしか出題されていませんが、③の場合における増加する資本金の額の計算方法もできれば身につけておきたいところです。

(2) 添付書面

定款の添付がない答案が目立ちました。第三者割当ての場合の募集事項の決定機関と株主割当ての場合の募集事項等の決定機関は、いずれも、公開会社か否かによって原則的な機関が異なります。申請会社は非公開会社ですから、本問のように募集事項等を取締役会で決議することが適法なのは、定款にその旨の定めがある場合だけであり、その立証のために定款を添付する必要があります。

募集事項等の決定から申込期日までの間に2週間の期間がないため、この期間の短縮に関する種類株主全員の同意書の添付が必要な事案でした。この同意書については、ほとんどの答案に記載があり、よく出来ていました。なお、退任を証する書面として添付される株主総会議事録に関して株主リストの添付は不要だったので、この同意についてのみ株主リストの添付を要する申請だったことに注意を要します。

「引受けを証する書面」と表記している答案が散見されました。募集株式の発行による変更の登記の申請書には、必ず「引受けの申込みを証する書面」又は「総数引受契約を証する書面」のいずれかを添付することになります。どちらを添付しているのか明らかになるような表記が望ましいです。本問のように株主割当ての場合は総数引受契約の締結ということはありませんので必ず前者を添付します。

「払込みがあったことを証する書面」の通数を6通とする答案がありました。引受けの申込みをした株主（引受人）が6名であることから、その人数分としたものと思われるのですが、この書面は、引受人が作成するものでも、引受人ごとに作成しなければならないものでもありません。当該株式会社の代表者又は払込取扱機関が作成する書面であり、金銭出資がある一の募集につき1通になることが通常です。

3 代表取締役の変更

代表取締役B及びDの就任による変更の登記をしながら、代表取締役Aの退任の登記をしていない答案が目立ちました。取締役全員が既に任期満了し、代表取締役Aも資格喪失により退任していることから、権利義務代表取締役になっているという初期状態でした。この場合において、権利義務取締役の地位を前提資格として、代表取締役Bと代表取締役Dが選定され、就任を承諾していましたから、Aの代表取締役としての権利義務はなくなります。取締役としての権利義務は継続しながら、代表取締役としての権利義務は解消するという事は起こり得るのです。ちなみに、これと反対に、取締役としての権利義務を有さず確定的に退任しながら、代表取締役としての権利義務のみを有するという事はあり得ません。

4 その他

会計監査人の平成30年3月23日重任の登記を解答してしまっている答案が目立ちました。別紙3の同日付けの定時株主総会の議事概要は、取締役の退任時期を明らかにす

るためのものでした。この日に別段の決議がされなかったため会計監査人が再任されたものとみなされていたのは確かですが、別紙1の登記記録の抜粋から申請済みであることが判明しました。

第2欄 平成31年4月4日申請

1 募集株式の発行

第三者割当てであり、総数引受契約が締結されている事案でしたが、「引受けの申込みを証する書面」を解答している答案が多数ありました。株主割当て以外の場合、これら「総数引受契約を証する書面」のどちらかを事案に応じて選択することを意識するようにしてください。

「株主全員の同意を証する書面」を解答してしまっている答案も目立ちました。これは、募集事項決定の日と払込期日との間に2週間の期間がない事案だったため、その短縮に関する同意という趣旨で解答されたものと思われませんが、本問の申請会社は非公開会社ですから、払込期日の2週間前までにすべき募集事項の通知又は公告という手続（会社法201条3項、4項）そのものが不要です。さらに言うと、公開会社が第三者割当ての方法によって募集株式を発行する場合であっても、有利発行につき株主総会の決議で募集事項を定めたとき又は株主総会の委任決議に基づき株主総会の決議で募集事項を定めたときは、募集事項の公告は不要です。

なお、株主割当ての場合における申込期日の2週間前までにすべき割当事項の通知（会社法202条4項）については、公開会社か否かによって当該通知の要否に違いはありません（常に必要）。このことと、公開会社における募集事項の公告の要否についての知識を混同しないように気をつけてください。

2 取締役及び代表取締役の変更

平成30年3月23日に任期が満了していた権利義務取締役A、B、C及びDの取締役としての権利義務が解消された日は、Bについては死亡により平成31年3月22日、A、C及びDについては後任取締役が就任した同年4月1日でした。そのうちBとDは、権利義務取締役の地位を前提資格として代表取締役に選定されていた者ですから、代表取締役を退任した日付と原因は、Bにつき「平成31年3月22日死亡」、Dにつき資格喪失による「平成31年4月1日退任」となります。この原因年月日についてのミスが大変目立ちました。取締役としての退任日付及び原因は、言うまでもなくA、B、C及びDの全員につき任期満了による「平成30年2月23日退任」ですが、ここは良く出来ていました。

就任する取締役と監査役のほとんどが「再任」に当たり、一人だけ新任の取締役Fについては代表取締役Fとして印鑑証明書が添付されるため、本人確認証明書の添付は一切要らない事案でしたが、本人確認証明書が解答されている答案が目立ちました。他方、代表取締役の就任承諾書に係る印鑑証明書1通が解答されていない答案も散見されまし

た。

3 監査役の変更／監査役会設置会社の定め廃止

定時株主総会の日付で監査役を「退任」させ、又は「重任」させている答案が多数ありました。しかし、監査役全員が任期満了により退任すべき定時株主総会を開催しなければならない時期の最終日は、平成 31 年 3 月 31 日でした。これに後れて定時株主総会が開催されたため、この総会で再任された監査役についてする登記の原因は「重任」になりません。定時総会の開催の日付について、これが事業年度の末日から 3 か月を経過した日以降になっていないかどうかは必ずチェックするようにしてください。

監査役会設置会社の定め廃止の登記については、よく出来ていました。通常廃止と同日付で「監査役会の定め廃止により変更」を原因とする社外監査役である旨の登記の抹消を申請することになりますが、本問では、監査役が全員いったん退任したため、退任の登記と併せてその抹消を申請すれば足りる事案になっていました。

4 会計監査人の変更／仮会計監査人の就任

会計監査人は、監査役と同様、定時総会の開催時期の末日に任期満了退任している事案でした。この場合、再任したものとみなされないことに注意が必要です。よって、やはり「重任」の登記はしません。確定的に退任しています。このことを前提に監査役が仮会計監査人を選任している事案でした。

「仮会計監査人」を「一時会計監査人」と誤記している答案が例年目立ちます。細かいことですが、できるだけ正確に書くようにしてください。講学上後者の用語が使われることがあります。法令上「一時〇〇〇の職務を行うべき者」のことを、登記簿上「仮〇〇〇」のように表記する習わしです。また、「仮会計監査人公認会計士K」という前提資格の記載は要りません。Kという氏名だけで足りる。会計参与についても「税理士」の記載は不要です。他方、本問におけるたとえば「監査法人ニマツ」というのは、これ全部が名称です。株式会社が「株式会社」の文字を商号に入れなければならないように、監査法人も「監査法人」の文字を名称に入れなければならない。ですから「会計監査人ニマツ退任」という書き方では、名称の一部が欠けており、不足です。

第3欄 登記することができない事項

取締役会の決議によっていることを理由として優先株式の具体的内容の決定を登記することができないとする答案が多数ありました。既に述べたように、この決定そのものは定款の変更でなく、したがって、株主総会の特別決議を要しません。また、正規の会計監査人があるため仮会計監査人の選任ができないとして、仮会計監査人の就任登記ができないとする答案も散見されました。これについても既に述べたように、正規の会計監査人についていわゆる自動重任のケースではなく、これが欠けた後の時点で仮会計監査人を選任した事案になっていました。